

## 競争参加者の資格（建設工事等）に関する公示

令和5・6年度において独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）における建設工事、測量等（以下「建設工事等」といいます。）に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和5年5月10日

令和6年4月25日更新

独立行政法人住宅金融支援機構契約担当役  
財務企画部長 戸村 昌幸

### 【ご注意】

令和5・6年度を有効期間とする国土交通省における建設工事等に係る競争契約の参加資格（以下「国土交通省の建設工事等に係る資格」といいます。）を得ている者又は得ようとする者は、国土交通省の建設工事等に係る資格の資格決定通知書の写しを提出することにより、機構の競争に参加することができます（機構の競争参加資格は不要です）。

国土交通省の建設工事等に係る資格の取得手続については、国土交通省のサイトをご参照ください。

なお、国土交通省の建設工事等に係る資格を有しない者で令和5・6年度を有効期間とする機構の競争参加資格を得ようとする者の申請方法等については、次のとおりです。ただし、機構で認定された競争参加資格では、国土交通省の建設工事等に係る競争に参加することはできません。

### 1 資格の種類及び業種区分等

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類は次のとおりとします。

#### (1) 建設工事

ア 土木工事

イ 建築工事

ウ 専門工事（電気工事、管工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事）

- (2) 測量等（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、その他）

## 2 競争参加資格の申請

### (1) 受付期間

令和5年5月10日以後、次期有効期間（令和7・8年度）の競争参加資格に係る公示をする日（令和7年4月（予定））の前営業日までの間、随時受け付けます（土曜、日曜及び祝日を除く10時から12時、13時から16時の間）。

なお、資格審査には一定の期間を要するため、日程に余裕をもって申請を行ってください。

### (2) 申請書の入手方法

機構所定の「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」といいます。）は、機構ホームページから出力することができます。

なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とします。

### (3) 申請書の提出方法

申請書に次の書類各1部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、問い合わせ先に持参又は郵送（書留郵便としてください。）により提出してください。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から3ヶ月以内のものとなります。

#### ア 建設工事（前記1の(1)）

- (7) 総合評定値通知書（建設業法施行規則第21条の4）の写し（次の2つの条件をいずれも満たすもの）

a 申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの

b 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等の写し）を添付書類として提出してください。当該事実を証明する書類を提出されない場合には、提出された申請書類は受理されなかったものとします。）。

- (4) 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3）（電子納税証明書を含みます。）

a 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

b 法人税（法人の場合）

c 所得税（個人の場合）

(ウ) 次の各税についての所得金額を証明する納税証明書（その2）（電子納税証明書を含まず。）

a 法人税（法人の場合）

b 所得税（個人の場合）

(イ) 建設共同企業体協定書の写し（申請者が共同企業体等である場合）

(オ) 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類

(カ) 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書（グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合）

(キ) 委任状（行政書士等の代理申請による場合）

イ 測量等（前記1の(2)）

(7) 登記事項証明書（法人の場合）

(イ) 登録証明書

(ウ) 財務諸表（法人の場合）、又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

(イ) 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3）（電子納税証明書を含まず。）

a 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

b 法人税（法人の場合）

c 所得税（個人の場合）

(ウ) 次の各税についての所得金額を証明する納税証明書（その2）（電子納税証明書を含まず。）

a 法人税（法人の場合）

b 所得税（個人の場合）

(カ) 委任状（行政書士等の代理申請による場合）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成してください。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載してください。

### 3 資格審査等

- (1) 資格審査は、別記1の項目ごとの実数に基づき付与数値を算出し、その合計点をもって行います。
- (2) 資格の種類別等級区分は、(1)の合計点により別記2の区分に基づいて格付けします。
- (3) 資格審査の結果は、申請書に記載された住所あてに、「競争参加資格認定通知書」により通知します。

### 4 資格を発行しない場合等

以下の(1)から(7)までのいずれかに該当する者(役員、親会社及び子会社並びにこれらの会社の役員を含みます。)については、資格を発行しません。

また、資格を取得した者が有効期間の途中で以下の(1)から(7)までのいずれかに該当することとなった場合及び該当することが判明した場合は、資格を取り消します。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (7) その他前各号に準ずる次のいずれかに該当する者
  - ア 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - イ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
  - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

## 5 競争に参加することができない者

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由がある者を除きます。）
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 商法（明治32年法律第48号）その他の法令の規定に違反して営業を行った者
- (4) 国土交通省の建設工事等に係る資格を有する者が当該資格を用いて競争に参加する場合において、国土交通省から指名停止措置を受けており、当該処分の終期が到来していない者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (5) 機構から競争参加停止処分又は選定除外処分を受けており、当該処分の終期が到来していない者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (6) 4の(1)から(7)までのいずれかに該当する者

## 6 その他

### (1) 申請内容の変更

競争参加資格を取得した者（以下「有資格者」といいます。）は、アからウまでの事項に変更があった場合は、「競争参加資格審査申請書変更届」（以下「変更届」といいます。）にそれぞれに示す書類各1部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、速やかに提出してください（変更届の入手方法及び提出方法については、上記2「競争参加資格の申請」に示すものと同様とします。）。

また、アからウまでの事項以外の事項について変更する場合には、改めて競争参加資格の申請を行ってください。

ア 「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」

- (7) 競争参加資格認定通知書（写）
- (4) 登記事項証明書（法人の場合のみ）
- (ウ) 変更項目を確認できる書類（個人の場合のみ）

イ 「競争参加を希望する地域」又は「営業所」

競争参加資格認定通知書（写）

ウ 「希望する資格の種類等（※）」

競争参加資格認定通知書（写）

なお、以下のいずれかに当てはまる場合は以下の書類

- (7) 「建設工事」の業種を追加する場合

a 追加する業種に係る最新の総合評定値通知書

(イ) 「測量等」の業種を追加する場合

a 追加する業種の登録証明書

b 実績がある場合には実績を表した直近の財務諸表

c 技術者経歴書

※ 「希望する資格の種類」については、建設工事又は測量等の区分を越えて変更することはできません。

(2) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始決定を受けた場合の手続

有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、変更届にア及びイ各1部（鮮明であれば写しでも可）を添え、問い合わせ先に速やかに提出してください。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類

なお、書類の提出によりその資格は継続しますが、機構が詳細の現状把握が必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合があります。

(3) 合併・分社・廃業・倒産・破産の場合の手続

有資格者に合併、分社、廃業、倒産又は破産があった場合は、変更届にその事実を確認可能な書類を添え、問い合わせ先に速やかに届け出てください。

## 別記1 付与数値

(1) 建設工事

総合評定値通知書の総合評定値を付与数値とする。

(2) 測量等

ア 年間平均測量等実績高

|        |        |   |    |
|--------|--------|---|----|
| 60億円以上 |        | : | 60 |
| 40億円以上 | 60億円未満 | : | 54 |
| 30億円以上 | 40億円未満 | : | 49 |
| 20億円以上 | 30億円未満 | : | 44 |
| 14億円以上 | 20億円未満 | : | 40 |
| 9億円以上  | 14億円未満 | : | 36 |

|              |              |   |    |
|--------------|--------------|---|----|
| 6 億円以上       | 9 億円未満       | : | 32 |
| 4 億円以上       | 6 億円未満       | : | 29 |
| 3 億円以上       | 4 億円未満       | : | 26 |
| 2 億円以上       | 3 億円未満       | : | 23 |
| 1 億4,000万円以上 | 2 億円未満       | : | 21 |
| 9,000万円以上    | 1 億4,000万円未満 | : | 19 |
| 6,000万円以上    | 9,000万円未満    | : | 17 |
| 4,000万円以上    | 6,000万円未満    | : | 15 |
| 3,000万円以上    | 4,000万円未満    | : | 13 |
| 2,000万円以上    | 3,000万円未満    | : | 12 |
| 1,400万円以上    | 2,000万円未満    | : | 11 |
| 900万円以上      | 1,400万円未満    | : | 10 |
| 600万円以上      | 900万円未満      | : | 9  |
| 400万円以上      | 600万円未満      | : | 8  |
| 300万円以上      | 400万円未満      | : | 7  |
| 200万円以上      | 300万円未満      | : | 6  |
| 200万円未満      |              | : | 5  |

## イ 経営規模

### (7) 自己資本額

|              |              |   |    |
|--------------|--------------|---|----|
| 12億円以上       |              | : | 15 |
| 6 億円以上       | 12億円未満       | : | 14 |
| 2 億円以上       | 6 億円未満       | : | 13 |
| 1 億2,000万円以上 | 2 億円未満       | : | 12 |
| 6,000万円以上    | 1 億2,000万円未満 | : | 11 |
| 2,000万円以上    | 6,000万円未満    | : | 10 |
| 1,200万円以上    | 2,000万円未満    | : | 9  |
| 600万円以上      | 1,200万円未満    | : | 8  |
| 200万円以上      | 600万円未満      | : | 7  |
| 120万円以上      | 200万円未満      | : | 6  |
| 60万円以上       | 120万円未満      | : | 5  |
| 20万円以上       | 60万円未満       | : | 4  |
| 20万円未満       |              | : | 3  |

(イ) 職員数

|          |          |   |   |
|----------|----------|---|---|
| 1,000人以上 |          | : | 5 |
| 500人以上   | 1,000人未満 | : | 4 |
| 100人以上   | 500人未満   | : | 3 |
| 30人以上    | 100人未満   | : | 2 |
| 30人未満    |          | : | 1 |

ウ 経営比率及び営業年数

(7) 流動比率

|        |        |   |   |
|--------|--------|---|---|
| 113%以上 |        | : | 5 |
| 100%以上 | 113%未満 | : | 4 |
| 100%未満 |        | : | 3 |

(イ) 営業年数

|       |       |   |   |
|-------|-------|---|---|
| 20年以上 |       | : | 5 |
| 10年以上 | 20年未満 | : | 4 |
| 10年未満 |       | : | 3 |

エ 総合数値＝ア＋イ＋ウ

別記2 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

[掲載順序 契約の種類 ①数値：等級 ②予定価格の範囲]

(1) 建設工事

ア 土木工事

|   |          |          |   |   |
|---|----------|----------|---|---|
| ① | 1,100点以上 |          | : | A |
|   | 800点以上   | 1,100点未満 | : | B |
|   | 800点未満   |          | : | C |

② Aは20,000万円以上、Bは2,000万円以上20,000万円未満、Cは2,000万円未満

イ 建築工事

|   |          |          |   |   |
|---|----------|----------|---|---|
| ① | 1,100点以上 |          | : | A |
|   | 800点以上   | 1,100点未満 | : | B |
|   | 800点未満   |          | : | C |

② Aは25,000万円以上、Bは2,000万円以上25,000万円未満、Cは2,000万円未満



ウ 専門工事

- ① 700点以上 : A  
700点未満 : B

- ② Aは1,500万円以上、Bは1,500万円未満

(2) 測量等

区分なし

- ① 45点以上 : A  
45点未満 : B

- ② Aは500万円以上、Bは500万円未満

なお、実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、弾力的に競争参加を認める場合がある。

別記3 申請場所・本公示に関する問い合わせ先

〒112-8570 東京都文京区後楽1-4-10

独立行政法人住宅金融支援機構

財務企画部会計事務管理室会計グループ

電話 03-5800-8053